

令和3年9月22日

金融庁

みずほ銀行及びみずほフィナンシャルグループ に対する行政処分について

金融庁は、本日、株式会社みずほ銀行（以下「当行」という。）及び株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「当社」という。）に対し、以下のとおり業務改善命令を発出した。

I. 業務改善命令の内容

【みずほ銀行】（銀行法第26条第1項）

1. 当面のシステム更改及び更新等（顧客影響を生ずる機器の更改及び更新並びに保守作業を含む。以下同じ。）の計画について、これまでのシステム障害、システム更改及び更新等を行う必要性及び緊急性並びに銀行業務に及ぼすリスクを踏まえた、再検証及び見直しを行うこと。
2. 上記1.により再検証及び見直しを行った上で実行すべきシステム更改及び更新等がある場合には、当該システム更改及び更新等に係る適切な管理態勢（障害発生時の顧客対応に係る態勢を含む。以下同じ。）を確保すること。
3. 当面のシステム更改及び更新等の計画について、上記1.に基づく再検証及び見直しの結果並びに上記2.に基づく適切な管理態勢の確保のための計画を10月29日（金）まで（10月末までの計画については、10月6日（水）まで）に提出し、速やかに実行すること。なお、当該計画の変更又は追加等を行った場合には、速やかに追加報告を行うこと。

【みずほフィナンシャルグループ】（銀行法第52条の33第1項）

1. 当行によるシステム更改及び更新等の計画に係る再検証及び見直しの結果並びに適切な管理態勢の確保のための計画を検証すること。
2. 上記1.の検証結果について、10月29日（金）までに提出すること。

II. 処分の理由

【みずほ銀行】

1. 当行は、令和3年2月から9月の間に合計7回のシステム障害を発生させ、個人・法人の利用者に大きな影響を及ぼしている。これを受け、金融庁は検査において、当行及び当社のシステム面及びガバナンス面について全般的な検証を進めている。
2. 一方、当行においては、今後、業務継続上必要なシステム更改及び更新等の実施が見込まれており、これらが新たなシステム障害の発生を招くことのないよう、システム更改及び更新等に係る適切な管理態勢を確保する必要があると認められる。

【みずほフィナンシャルグループ】

当社においては、当行の銀行持株会社として、当行の行うシステム更改及び更新等に係る管理態勢の状況を適切に経営管理する必要があると認められる。

（注）金融庁が現在実施している、検査による当行及び当社に対するシステム面及びガバナンス面の全般的な検証については継続する。その結果を踏まえて、改めて必要な行政対応について検討する。

お問い合わせ先

金融庁 監督局 銀行第一課

Tel 03-3506-6000（代表）（内線 3444、3328）

平成 30 年 10 月 5 日

金 融 庁

スルガ銀行株式会社に対する行政処分について

金融庁は、本日、スルガ銀行株式会社（以下「当行」という。法人番号 9080101000957）に対し、下記のとおり行政処分を行いました。

記

1. 命令の内容

銀行法第 26 条第 1 項に基づく命令

- （１）平成 30 年 10 月 12 日（金）から平成 31 年 4 月 12 日（金）までの間、新規の投資用不動産融資を停止すること。
- また、自らの居住に当てる部分が建物全体の 50%を下回る新規の住宅ローンについても同様に停止すること。
- （２）上記（１）の期間において、当行の役職員が融資業務や法令等遵守に関して銀行員として備えるべき知見を身につけ、健全な企業文化を醸成するため、全ての役職員に対して研修を行うこと。その際、各役職員が少なくとも一定期間通常業務から完全に離れ当該研修に専念することにより、その徹底を図ること。
- （３）健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下を実行すること。
- ① 今回の処分を踏まえた経営責任の明確化（厳正な判断が期待できる社外の第三者による客観的な検証体制の構築及び責任追及を含む）
 - ② 法令等遵守、顧客保護及び顧客本位の業務運営態勢の確立（当局への正確な報告の実施にかかるものや過去の不正行為等に関する必要な実態把握を含む）と全行的な意識の向上及び健全な企業文化の醸成
 - ③ 反社会的勢力の排除に係る管理態勢、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る管理態勢の確立
 - ④ 融資審査管理を含む信用リスク管理態勢及び内部監査態勢の確立
 - ⑤ 当行の営業用不動産の所有・管理や当行の株式の保有等を行い、創業家の一定の影響下にある企業群（ファミリー企業）との取引を適切に管理する態勢の確立

- ⑥ シェアハウス向け融資及びその他投資用不動産融資に関して、金利引き下げ、返済条件見直し、金融 ADR 等を活用した元本の一部カットなど、個々の債務者に対して適切な対応を行うための態勢の確立
 - ⑦ 上記を着実に実行し、今後、持続可能なビジネスモデルを構築するための経営管理態勢の抜本的強化
- (4) 上記(3)に係る業務の改善計画を平成 30 年 11 月末までに提出し、直ちに実行すること。
- (5) 上記(4)の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3ヶ月毎の進捗及び改善状況を翌月 15 日までに報告すること(初回報告基準日を平成 30 年 12 月末とする)。

2. 処分の理由

先般 9 月 7 日付で公表されたスルガ銀行第三者委員会の調査報告書も踏まえ、当庁による立入検査の結果や銀行法第 24 条第 1 項に基づき求めた報告を検証したところ、当行の法令等遵守態勢、顧客保護及び顧客本位の業務運営態勢、信用リスク管理態勢、経営管理態勢等について、以下の問題が認められた。

(1) シェアハウス向け融資及びその他投資用不動産融資に関する不正行為

当行では、シェアハウス向け融資及びその他投資用不動産融資に関して、以下のような不正行為が確認された。

- ① 不動産関連業者(チャネル)が、賃料や入居率について、実勢よりも高く想定し、もしくは、実績値よりも高い数値に改ざんして、収益還元法で不動産を評価することにより、割り増された不動産価格が算出された結果、当該価格に基づき、当行から多額の融資が実行されている。当行では、投資用不動産融資を扱う相当数の営業職員が、チャネルによる上記の不正行為を明確に認識、もしくは少なくとも相当の疑いをもちながら業務を行っていた。中には、当行営業職員が、チャネルに対して不正行為を能動的に働きかけて改ざんを促す事例や、自ら改ざんを行った事例も認められた。
- ② チャネルが、当行の融資審査を通すために、(i) 自己資金のない債務者の預金通帳の残高の改ざん、(ii) 債務者の口座へ所要自己資金の振り込み(見せ金)、(iii) 一定の年収基準を満たすよう債務者の所得確認資料の改ざん、(iv) 売買契約書を二重に作成、等を実施している。

当行では、投資用不動産融資を扱う相当数の営業職員が、チャネルによる上記の不正行為を明確に認識、もしくは少なくとも相当の疑いをもちながら業務を行っていた。

- ③ 審査部が資料の改ざん等の不芳情報のあったチャネルを取扱い停止にしたにもかかわらず、営業店が、取引継続を企図し、当該チャネルに新たなチャネルの設立を持ちかけるなど、迂回取引を行い、不正行為を継続・助長させている。

（２）顧客の利益を害する業務運営

当行では、シェアハウス向け融資を含めた投資用不動産融資を実行する際に、カードローン、定期預金、保険商品等の様々な商品を抱き合わせて販売しているが、これらの取引は、顧客にとって経済合理性が認められない取引となっており、顧客保護上不適切な業務運営となっている。こうした取引の中には、銀行法第 13 条の 3 第 3 号（抱き合わせ販売）に違反する行為が一定数認められる。

また、当行は、銀行代理業の許可を持たないチャネルに顧客への説明を委ねており、顧客説明態勢に不備が認められる。

（３）適切な信用リスク管理及び営業に対する牽制機能の欠如

経営陣及び審査部は、シェアハウス向け融資及びその他投資用不動産融資に関して、特定のチャネルの財務状態、ビジネスモデルの持続可能性に関する様々なリスクを把握しているにもかかわらず、こうしたリスクについて十分に検討を行うことなく融資を継続した結果、不良債権の増加を招いており、信用リスク管理上の問題が認められる。

審査部は、営業部門からの要請により、審査の迅速化のため、資金使途や保有金融資産の確認を営業店の事後確認のみで完結させるなど、稟議関係書類の簡素化を図っている。また、営業部門の本部長ミーティングで妥当とされたシェアハウス向け融資をほぼ全件（99%）承認するなど、実質的に審査が形骸化している。

監査部は、一連の不正行為に関して、融資方針や施策、ポートフォリオの構造変化などに対するリスクアセスメントを行っておらず、事務不備点検に重きを置いた監査にとどまっております、不正の兆候を発見できていない。

（４）ファミリー企業に対する不適切な融資

以下のとおり、当行では、ファミリー企業に対する融資に関して、保有資産の実態把握、具体的な返済計画の検証等を行っておらず、不適切な融資管理の実態が認められる。また、ファミリー企業から創業家個人に対して一定額の融資が実行される中、業況の芳しくないファミリー企業に対する当行融資の回収が進まないなど、信用リスク管理上の問題が認められる。

- ① 当行が融資を実行したファミリー企業が別のファミリー企業に対して転貸した資金の回収可能性がなく、大幅な債務超過となり破綻懸念先に該当し、当該ファミリー企業向け融資について追加引当が必要となった事例が認められる。
- ② 特定のファミリー企業からの融資を回収するために、複数回にわたり、当初寄付名目で拠出した資金を別のファミリー企業を通じて当該ファミリー企業へ還流させ、返済を受けている。当該取引は実質的に特定のファミリー企業を支援するものであり、本来であれば、将来の経営改善の見込みや経営支援の必要性について取締役会や経営会議において議論した上で決定すべきであるにもかかわらず、実際は一部の経営陣のみで決定しており、与信管理及びガバナンス上の問題が認められる。

(5) 反社会的勢力との取引の管理態勢、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る管理態勢の不備

- ① 当行では、既存顧客を新たに反社会的勢力と認定しても、(i) 既存のカードローンの与信枠の閉鎖を行っていないため、枠内でローン残高が増加している事例、(ii) 反社会的勢力に対する新規の預金口座の開設をブロックするシステムの整備が不十分であるため、預金口座を新規開設している事例が多数存在する。
- ② 当行では、既存顧客を新たに反社会的勢力と認定しても、警察への照会件数が少なく、照会する顧客（反社会的勢力）についても取引解消が相対的に容易な先を優先するなど、取引解消に向けた取組みを十分に行っていない。
- ③ 当行では、疑わしい取引のチェックを行うシステムにおいて、法人取引を検知対象に含めておらず、管理帳票の出力・確認などの代替の対応策も講じていないなど、法人取引における疑わしい取引の検知態勢を整備していない。

また、法人取引時の実質的支配者の確認・記録を営業現場に徹底していないため、実質的支配者の情報を確認しないまま、取引を実行している（犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項第4号違反）。

(6) 当局に対する実態と異なる報告

シェアハウス向け融資や投資用不動産融資に関して、特定のチャネルとの取引関係の有無について当局から照会を受けた際の報告が、実態と異なる内容となっていたことが判明している。

また、ファミリー企業に対する融資の管理状況について当局へ報告しているが、融資先ファミリー企業による転貸状況を十分に把握していないため、当該報告が実態と異なる内容となっていたことが判明している。

(7) 上記(1)から(6)の問題発生要因としては、創業家が実質的に当行を支配する中、審査態勢に不備が認められる営業優位の組織を構築する一方で、営業現場を放置したため、営業現場では、創業家の後ろ盾を得た特定の執行役員が、厳しい業績プレッシャー、ノルマ、叱責等で営業職員を圧迫した結果、法令等遵守を軽んじ不正行為を蔓延させる企業文化が醸成されたことが認められる。

また、取締役会は、特定の役職員に営業方針や施策を任せきりとなり、その内容や結果だけでなく自行の貸出ポートフォリオの構造すら把握せず、適切に監督機能を果たさないなど、経営管理（ガバナンス）に問題があったことも、問題発生要因と認められる。

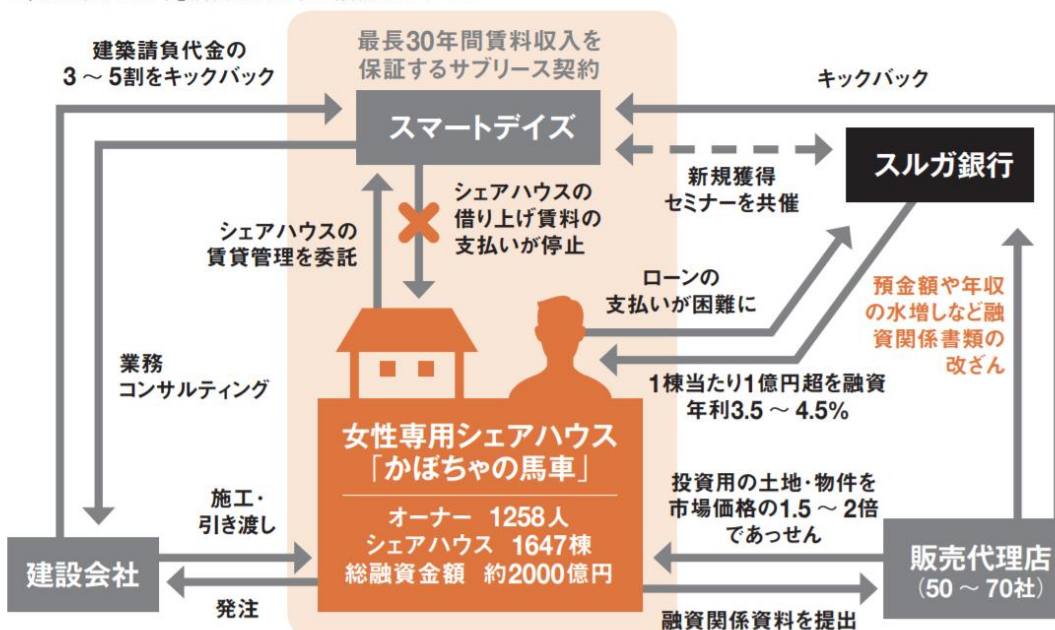
お問い合わせ先

金融庁 監督局銀行第二課

03-3506-6000（代表）（内線 3763、3699）

オーナーは多くの関係者に囲まれて欺かれた

●「かぼちゃの馬車」投資を巡る不正融資のスキーム



11年7月29日

金融監督庁長官談話**クレディ・スイス・グループ等について**

1. クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ(以下、「CSFP」という。)銀行東京支店、クレディ・スイス信託銀行、クレディ・スイス・ファースト・ボストン銀行東京支店、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(証券)、クレディ・スイス投信(以下、「CSグループ在日拠点」という。)及び国際投信投資顧問(以下、「国際投信」という。)に対しては、本年1月以降、当庁により立入検査を実施し、去る7月13日に検査結果の通知を行った。

2. ～6. (略)

(別 紙)

CSグループ各拠点及び国際投信の処分事由及び処分内容の概要**1. クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行東京支店**

- ア. 組織的に、銀行法第63条第3号の検査妨害、忌避罪に該当すると思料される行為を行ったこと
- イ. 顧客の財務内容の適切な開示の観点から著しく不適切な商品を大量に反復継続して組成・提供し、我が国金融市場及び金融機関の健全性を著しく損ない、銀行法第27条に規定する公益を害する行為に該当すると認められる業務運営を行ったこと
- ウ. 株価連動債等について、銀行である当支店自らが顧客への提案書の作成、説明等の勧誘活動を行う等、銀行法第12条、証券取引法第65条等に抵触する行為を行ったこと

から、下記の処分を命じた。

- (1) 平成11年11月30日から効力を発する免許取消
〔銀行法第27条〕
- (2) 平成11年8月5日から平成11年11月29日までの間、既存取引の解消及びこれに付随する業務を除くすべての業務の停止命令
〔銀行法第27条〕
(以下、略)

銀行法違反被告事件

東京地裁平成一一年特（わ） 第四二五九号

平成一三年三月八日刑事第一二部判決

判 決

法人の名称 《乙1》(変更前の商号 《乙2》)

(日本における代表者 東京支店清算人 A)

(右代表者住所 横浜市港北区師岡町×××番地)

右の者に対する銀行法違反被告事件について、当裁判所は、検察官中條隆二、河原善子出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を罰金四〇〇万円に処する。

訴訟費用中、証人《乙3》に支給した分は被告人の負担とする。

理 由

(本件に至る背景等)

被告人《乙1》(変更前の商号《乙2》、以下、単に「被告銀行」という。)は、ズレート・プリテン及び北部アイルランド連合王国ロンドン市に本店を置き、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む外国銀行であるが、東京都港区虎ノ門×丁目×番×号×××ビル二七階に東京支店を設けて、日本において免許を受けて銀行業を営むことになったが、被告銀行東京支店の発足に当たり、同じ金融グループの《乙4》証券会社(以下、単に「《乙4》証券」という。)東京支店の金融商品開発部の部長であった分離前被告人《乙5》(以下、単に「《乙5》」ともいう。)が支店長となり、《乙4》証券東京支店の金融商品開発部のスタッフがそのまま中

核となって、平成九年四月一五日に営業を開始した。《乙4》証券東京支店の金融商品開発部ではデリバティブ取引を組み合わせたものを債券として商品化した仕組債の開発や販売を中心業務としていたが、《乙5》は、仕組債ビジネスの儲けが大きいため、被告銀行東京支店の発足後も、仕組債ビジネスを継続して行いたいと考えていた。しかし、当時の法制下では、銀行と証券会社との業務は区別され、銀行が証券業務を行うことは、いわゆる「フアイアー・ウォール違反」(銀行業と証券業の分離規制違反)として証券取引法、銀行法(以下、銀行法は平成一一年法律第一六〇号による改正前の銀行法を指す。)などにより、原則として禁止されており、被告銀行東京支店が仕組債を販売するということは銀行には許されていない有価証券の販売を行うということになり、証券取引法違反となるため、《乙5》は、その対策を検討し、仕組債の開発業務は被告銀行東京支店で行い、その販売業務は《乙4》証券東京支店が行うという体裁をとる方法を採用しようとした。ところが、仕組債については、「出来合いの債券」を顧客に販売するのではなく、顧客側と綿密なやりとりをしながら、顧客の要望に従って、適切なデリバティブ取引を組み合わせて、内容を確定して債券を作る作業が必要であり、仕組債の内容を確定する開発業務が大部分を占めて、販売行為自体は事務的、形式的業務に過ぎないため、《乙4》証券東京支店の支店長や法務部の社内弁護士らは、形式要件だけを整えれば済むというような話ではない、表面上取り繕ってもだめだなどと反対していた。しかし、最終的には、被告銀行東京支店は、仕組債の販売による収益の二%を《乙4》証券東京支店に配分し、仕組債の販売に際して《乙4》証券の名前を借りて仕組債ビジネスを行うことになった。そして、《乙5》は、書類の分別保管について意を用い、(1)通常の銀行業務に関する書類、(2)守秘義務契約に関する書類、(3)仕組債などに関する証券関連業務書類の三種類に書類を分類することを指示し、当初は、守秘義務契約に関する書類だけを、被告銀行東京支店のある×××ビル二七階のエレベーター脇の倉庫(以下、単に「二七階倉庫」という。)に保管し、証券関連業務書類は被告銀行東京支店のキャビネットに保管することとしたが、法務部の社内弁護士から、証券関連業務書類を被告銀行東京支店に置くことは、被告銀行東京支店の証券関連業務書類であると認定され、フアイアー・ウォール違反を犯していると認定されるおそれがあるとの理由から反対があり、《乙4》証券東京支店に置かせ

でもらうようにとの指示があった。しかし、《乙4》証券東京支店内に証券関連業務書類を置くことは同支店から断られてしまったので、《乙5》は、証券関連業務書類を二七階倉庫に保管することにした。

《乙6》(以下、単に「《乙6》」ともいう。)は、被告銀行東京支店の法令遵守部門の責任者であったが、平成一〇年二月一日に、NHKニュースで、「外資系金融機関に対して金融監督庁の検査が実施される。」旨の報道がされたことを知り、検査が実施された場合には、法令遵守部門の責任者として対応の窓口となるため、それに備えることになった。そして、《乙6》は、同月二一日ころに、支店長室において、《乙5》を交えて、《乙7》経理部長、《乙8》金融法人部長、《乙9》事業法人部長、金融法人部の《乙10》などが集まって、検査対策について話し合いを持ったが、その席で、守秘義務契約に関する書類をどうするか、見せられる書類と見せられない書類についてどういうふうに考えるかなどについて話し合ううち、《乙10》が、「うちにはサテイヤンがあるからね。」ということを行い、それを聞いた《乙5》が、「あそこはまずいんだよね。」と言った。《乙6》は、以前に営業部員から二七階倉庫がオウム真理教教団で建物を意味するサテイヤンと呼ばれていると聞き、隠し部屋となっていわれる灰色の取引に当たる営業関係書類が保管されているのではないかと思っていたところに、《乙5》の「あそこはまずいんだよね。」との発言を聞いて、検査が入った場合には、二七階倉庫の中にある書類は検査官に開示できないとの気持ちを《乙5》が持っているとの認識を持った。そして、検査の際には、被告銀行東京支店の見取図を検査官に提出しなければならぬことになるが、平成一一年一月四日ころに、人事・総務部長の《乙3》(以下、単に「《乙3》」ともいう。)が準備してきた城山J T森ビル二七階の見取図には、二七階倉庫が記載されたままであったので、《乙6》は《乙3》と話し合い、二七階倉庫は、被告銀行東京支店のスペースではなく、ビルの共用スペースであるということにして、二七階倉庫を省いた見取図を作成することにしたが、《乙3》からは《乙5》の了解を得るように言われた。そこで、《乙6》は、翌日ころ、《乙5》の了承を得るため、支店長室に赴いて《乙5》に対し、検査の際には被告銀行東京支店の見取図を検査官に提出することになると思われるので、二七階倉庫はビルの共用スペースというこ

とにして、二七階倉庫を省いた見取図を作成して、検査の際には提出したいと思いますが、いいでしょうかという趣旨のことを話したところ、《乙5》は、「あのストレージ(倉庫)のことだね、あそこ、出たらまずいんだよね。」と言い、しばらくの沈黙の後、「それで進めていいよ。」と言って、了承した。

(罪となるべき事実)

被告銀行は、大蔵大臣の免許を受け、東京都港区虎ノ門×丁目×番×号×××××ビル二七階に東京支店を設けて、為替取引、金融先物取引及び金融等デリバティブ取引等の銀行業を日本において営んでいたところ、被告銀行の東京支店長として同支店業務全般を掌理していた分離前被告人《乙5》において、同支店法令遵守部門責任者の《乙6》及び同支店人事・総務部長の《乙3》と共謀の上、被告銀行の業務に関し、金融監督庁長官が銀行法二五条及び五九条一項に基づき平成一一年一月二〇日から同年六月一六日までの間に実施した同支店に対する金融監督庁検査部の立入検査に際し、同支店の仕組債などに関する証券関連業務書類を開示すると、同支店が証券取引法などに違反する営業を行っていると認定され、何らかの行政処分を受けるおそれがあったため、同年一月二〇日、検査官からの同支店見取図の提出要求に対し、同支店の証券関連業務書類を保管していた×××××ビルの二七階倉庫を省いて作成した見取図を検査官に提出し、また、検査官に対し、二七階倉庫は同ビルの共用施設であり同支店が使用しているものではない旨嘘をつき、さらに、二七階倉庫に保管していた右証券関連業務書類を同ビル地下倉庫に移動して隠匿し、その後も検査官から再三にわたり同支店で作成して保管する書類全部の提出を要求されたにもかかわらず、右証券関連業務書類の存在について同年二月二三日まで検査官に対して秘匿し続けるなどし、もって、立入検査の職員に質問に対して虚偽の答弁をし、かつ、同検査を忌避したものである。

(証拠の標目)《略》

(弁護人の主張に対する判断)

弁護人の主張は多岐にわたるが、主なものについて検討する。

一 公訴棄却の主張について

1 公訴権濫用の主張について

弁護人は、本件一連の経緯の中には、〔1〕被告銀行東京支店は死刑にも匹敵する免許取消処分を受けたが、その処分は過大であり、また、〔2〕金融監督庁は、東京支店の免許取消処分に対する出訴期間が経過した後に被告銀行を告発し、そして本件公訴提起に至っているが、これは被告銀行にとって、だまし討ち以外のなにものでもなく、さらに、〔3〕銀行法六四条の両罰規定は、被告銀行東京支店に対して適用するのはともかく、被告銀行に対して適用し得ないことは明々白々であるのに、敢えて無理をして被告銀行を告発し、公訴を提起していることなどの事情が存するが、免許取消処分という行政制裁の重さからして、刑事処分の必要性の全くない事案であるのに、被告銀行に対し公訴を提起した本件公訴提起は法的正義に著しく反し、検察官の合理的裁量規準を著しく逸脱して行われたものであって、公訴権の濫用に当たるので、本件公訴は棄却されるべきである旨主張するので、検討する。

Bの警察官調書（甲七）、「捜査関係事項照会書に対する回答について」と題する書面（甲三）などの関係各証拠によれば、次の事実を認めることができる。

被告銀行の東京支店は、平成九年二月一九日に銀行業の免許を取得し、同年四月一五日から営業を開始したが、その後、銀行法や証券取引法等に違反して営業している可能性が大きいと判断されて、平成十一年一月二〇日から同年六月一六日までの間に金融監督庁検査部の立入検査を受けた。その立入検査の結果、被告銀行の東京支店は、〔1〕検査忌避による銀行法六三条違反、〔2〕無許可で有価証券店頭デリバティブ取引を行っていたことによる証券取引法六五条違反、〔3〕日本の金融機関や事業法人の粉飾決算に加担する仕組債を開発し、それを販売することによって、公益を害する行為による銀行法二七条違反等を行っており、極めて悪質であると判断された。金融再生委員会は、同年七月二三日に被告銀行の聴聞を行い、聴聞結果に基づき、同年七月二九日付けで免許取消処分を行ったが、現存するデリバティブ取引の秩序だった解消を図るため、免許取消処分の効力発生の日は同年一月三〇日からとされた。その後、被告銀行東京支店は清算手続が開始され、銀行法五

一条二項により裁判所が清算人を選任した。そして、金融監督庁検査部長は、同年一月一七日に被告銀行、被告銀行東京支店長であった分離前被告人《乙5》、同支店法令遵守部門責任者であった《乙6》及び同支店人事・総務部長であった《乙3》などを検査忌避による銀行法違反により警視庁に告発し、検察官は、同年一月八日、検査忌避による銀行法違反により、被告銀行及び分離前被告人《乙5》に対し公訴を提起した。

以上の事実によれば、被告銀行は、検査忌避による銀行法違反などにより、東京支店の免許取消処分を受けた後、検査忌避による銀行法違反により本件公訴の提起がされたことが認められるが、被告銀行が受けた免許取消処分が重いからといって、検察官の公訴提起が何らかの制約を受けるというものではない上、金融監督庁や検察官が被告銀行に対して免許取消処分に関し出訴しないように働きかけ、だまし討ちで本件公訴を提起したような事実はなく、また、銀行法六四条の両罰規定が被告銀行に対して適用し得ることについては後述のとおりであり、そして、検察官の裁量権の逸脱が公訴の提起を無効ならしめる場合のありうることを否定することはできないけれども、それは公訴提起自体が職務犯罪を構成するような極限的な場合に限られるものというべきであるところ、本件公訴提起に違法な点はなく、検察官の裁量権の逸脱がないことは明らかであるというべきであるから、弁護人の公訴権濫用の主張は失当である。

2 起訴状謄本の不送達の主張について

弁護人は、また、起訴状謄本の送達についても、本件起訴状謄本の送達は被告銀行の東京支店の清算人に対してされているが、東京支店の清算人は、訴訟手続に関し被告銀行の日本における代表者となり得るわけがないのであり、本件送達も違法であるが、被告銀行は、道義的な観点から、本件起訴状謄本送達に敢えて異議を唱えず、弁護人を選任し、代理人を指定して、本件裁判を受けているが、本件公訴提起の適・不適の判断について、この点も斟酌されるべきであると主張する。

そこで、検討するに、商法四七九条、七八条一項により、外国会社は日本で継続して取引をする場合は日本における代表者を定めなければならない、そして、日本に

おける代表者は当該外国会社の営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有するものとされている。そして、被告銀行は、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む外国の株式会社であり、東京支店を設けて日本における銀行業の免許を取得し、東京支店の代表者を日本における代表者と定めて登記手続をし（甲四）、営業していたのであるが、東京支店に係る銀行業の免許取消処分を受け、平成一一年一月三〇日に取消処分の効力が発生して、東京支店の清算手続が開始され、裁判所により東京支店の清算人が選任された。ところで、外国銀行支店の清算人は、銀行法五一条三項により準用される商法四三〇条一項、一二四条一項、二項により、職務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有すると規定されており、これら商法、銀行法の諸規定の法意を勘案すれば、外国銀行支店の清算人は、支店の清算手続中、外国銀行の日本における代表者であると解するのが相当であるというべきである。したがって、被告銀行の東京支店の清算人は、被告銀行に対する本件起訴状謄本の送達を受ける権限を有するものというべきであり、被告銀行東京支店の清算人に送達された本件起訴状謄本送達の手続は有効であって、弁護人の主張は失当であるといわなければならない。

二 無罪主張について

弁護人は、銀行法六四条の両罰規定で処罰される対象は、被告銀行自体ではなく、被告銀行東京支店であると解すべきものであるから、被告銀行は無罪であると主張する。すなわち、銀行法四七条一項、二項は、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む外国銀行が、日本に支店を設けて日本において銀行業を営もうとするときは、支店の代表者を定めて銀行業の免許を受けなければならないが、免許を受けたときは、免許に係る支店を銀行とみなし、支店の代表者を支店の取締役とみなして、銀行法を適用するとした上、同条二項ただし書において、銀行とみなされる支店への適用を除外する銀行法の各条文を列挙しているが、銀行法六四条の両罰規定は適用を除外する各条文中に含まれていないので、銀行法六四条の両罰規定は、銀行とみなされる支店に適用されるのであり、外国銀行自体には適用されない旨主張するので、検討する。

銀行法四七条二項本文により免許を受けた外国銀行の支店が銀行とみなされる結果、「銀行は」という文言で始まる銀行法の条文や「銀行」を規制対象にしている銀行法の条文は全て、外国銀行の支店にも適用があるように解される余地が生じてくるが、これら規定の中には、外国銀行の支店の性質上、どうしても適用にならない規定、例えば、資本の額（五条）については、支店には資本の概念はなく、商号（六条）については、外国銀行自体の話であって支店の話ではなく、また、支店には、子会社、合併、解散の概念はないのに、子会社、合併、解散などに関連する規定が存することから、銀行法四七条二項ただし書により、明示的に外国銀行の支店に適用する余地のない諸規定を適用除外としたものである。これに対して、銀行法六四条の両罰規定は、「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。」と規定されており、「法人」という文言で始まる条文であって、「銀行」という文言で始まる条文ではないから、規定の文言からして、銀行とみなされる支店に適用があるように解される余地のない規定であり、銀行法四七条二項ただし書において、言及するに及ばなかったものと解するのが相当であり、同条項ただし書において、適用除外の条文に含まれていないことをもって、銀行法六四条の両罰規定の処罰の対象は、外国銀行の支店であって、外国銀行自体ではないと解するのは相当でないというべきである。

ところで、銀行法四七条二項が、免許を受けた支店を銀行とみなして、銀行法を適用することとしたのは、国内に本店の存在しない外国銀行については、本店に対する直接の監督が及ばないことから、国内で営業活動をする外国銀行の支店を直接規制するために銀行とみなすにすぎないものであって、外国銀行の支店に対して法人格を付与するものではないと解するのが相当である。そして、銀行法六四条の両罰規定は、その行為者を罰するほか、その法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に対して罰金刑を科する旨規定されているところ、被告銀行は外国会社であって法人であることは明らかであるけれども、被告銀行東

京支店は、独立して法人格を有するものではなく、また、被告銀行の組織の一部である以上、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものとして法人に含まれると解することも相当ではない。そしてまた、銀行法が四七条一項、二項、四条一項などの諸規定により、外国銀行自体を日本における営業の主体、免許の取得主体であるとしていることなどに照らしても、銀行法六四条の両罰規定の対象は外国銀行自体であると解することに不合理な点はないといわなければならない。

したがって、銀行法六四条の両罰規定の対象は、被告銀行東京支店ではなく、被告銀行自体であると解すべきものであるから、弁護人の主張は失当である。

(法令の適用)

被告銀行の判示所為は、銀行法六四条一項二号(刑法六〇条、銀行法六三条三号)に該当するので、その所定金額の範囲内で被告人を罰金四〇〇万円に処し、訴訟費用のうち証人《乙3》に支給した分は、刑法一八一条一項本文によりこれを被告銀行に負担させることとする。

(量刑の事情)

本件は、外国銀行である被告銀行の東京支店において、支店長《乙5》が、法令遵守部門責任者《乙6》及び人事・総務部長《乙3》と共謀して、金融監督庁検査部の立入検査に際し、証券関連業務書類を隠匿するため、それを保管していた二七階倉庫を省いた見取図を検査官に提出し、二七階倉庫が被告銀行東京支店の使用する倉庫ではない旨の虚偽の答弁をして、検査を忌避したという銀行法違反の事案である。

被告銀行東京支店の《乙5》ら支店幹部は、同支店の保管している証券関連業務書類を検査官に開示すると、同支店が証券取引法などに違反する営業を行っていると認定されるおそれがあったことから、外資系金融機関に対する金融監督庁の検査が実施される旨の報道を知ると、同支店内部で対策を立て、本件犯行に及んだものであるが、犯行態様は計画的、組織的であり、また、金融監督庁が立入検査を開始してから約一か月もの間、証券関連業務書類を秘匿し続けて、検査の円滑な遂行を

著しく阻害したことなどにかんがみると、犯情は悪質であって、厳しく非難されなければならない。

もっとも、弁護人は、本件は、法令遵守部門責任者の《乙6》の愚かな突発的な行動に一端を発した偶発的な事案にすぎず、組織的な暗黙の意思の連絡に基づく、事前に準備された被告銀行東京支店ぐるみの犯行ではないという。しかし、同支店では、外資系金融機関に対して金融監督庁の検査が実施される旨の報道がされたことを知り、法令遵守部門の責任者《乙6》を中心に、検査が実施された場合、二七階倉庫に保管されている証券関連業務書類などの書類は検査官に開示しないことにするなど、判示のとおり、《乙5》を含め同支店幹部らを変えて事前に対策を立てていたのであり、検査は予告なしに行われたため、不意を突かれた点があったとしても、《乙6》は、対策どおり、検査初日の一月二〇日に、検査官に対し、二七階倉庫が省かれた見取図を提出し、二七階倉庫はビルの共用スペースであり、被告銀行東京支店とは一切関係がない旨虚偽の答弁をしたのであり、そして、その日のうちに、《乙5》に二七階倉庫に関し虚偽の答弁をしたことを告げたが、《乙5》は「ああ、そう。言わなかったの。まあ、あそこはねえ。」と言っただけであり、また、口裏合わせの周知徹底のため、《乙6》に頼まれた《乙3》が同支店幹部ら関係者多数に対して、二七階倉庫について尋ねられたら、それはビルの共用部分に属し、我々の賃借しているスペースには含まれていないため知らない旨答えるようにとの指示をEメールで流し、

さらに、初日の検査終了後に検査対応について《乙5》も同席して行われたミーティングにおいて、《乙6》は、各営業員や各部門長に対して、《乙3》がEメールを出しているように、検査官には、二七階倉庫を共用スペースとして説明しているから、検査期間中は開けたりすることはしないようにと直接伝えるなどした際に、虚偽の答弁をしたことを批判するような意見を言った者はいないのであり、加えて、その日の夜遅く、《乙5》は《乙3》に指示して、二七階倉庫に保管してあった証券関連業務書類などの書類を地下倉庫に移動させており、これら事情にかんがみれば、本件は、支店ぐるみの計画的、組織的な犯行であって、弁護人のいうような、《乙6》ひとりの突発的な行動に一端を発した偶発的な事案であるとは到底いえない。

したがって、被告銀行の刑事責任は重いといわなければならないが、本件犯行に関わる東京支店の免許取消処分がされていることなどの諸事情を考慮しても、主文掲記の刑に処するのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

平成一三年三月八日

東京地方裁判所刑事第一二部

裁判長裁判官 小倉正三 裁判官 森本加奈 裁判官 野澤晃一

銀行法違反被告事件

東京地方裁判所平成一一年（特わ） 第四二五九号

平成一三年三月八日刑事第一二部判決

判 決

会社役員 A 昭和二八年〇月〇日生

右の者に対する銀行法違反被告事件について、当裁判所は、検察官中條隆二、河原誉子出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役四月に処する。

この裁判確定の日から二年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

(以下、銀行法は平成一一年法律第一六〇号による改正前の銀行法を指す。)

被告人は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ロンドン市に本店を置き、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む外国銀行である・東京都港区α×丁目×番×号βビル二七階に東京支店を設けて、日本において免許を受けて銀行業を営んでいた分離前被告人B社（変更後の商号C社、以下、単に「分離前被告銀行」という。）の日本における代表者であるとともにその東京支店長として同支店の業務全般を掌理していたものであるが、同支店法令遵守部門責任者のD（以下、「D」という。）及び同支店人事・総務部長のE（以下、「E」という。）と共謀の上、分離前被告銀行の業務に関し、金融監督庁長官が銀行法二五条及び五九条一項に基づき平成一一年一月二〇日から同年六月一六日までの間に実施した同支店に対する金融監督庁検査部の立入検査に際し、同支店の仕組債などに関する証券関連業務書類を開示すると、同支店が証券取引法などに違反する営業を行っているとして認定され、何らかの行政処分を受けるおそれがあったため、同年一月二〇日、検査官からの同支店内見取図の提出要求に対し、同支店の証券関連業務書類を保管していたβビル二七階のエレベーター脇の倉庫（以下、単に「二七階倉庫」という。）を省いて作成した見取図を検査官に提出し、また、検査官に対し、二七階倉庫は同ビルの共用施設であり同支店が使用しているものではない旨嘘をつき、さらに、二七階倉庫に保管していた右証券関連業務書類を同ビル地下倉庫に移動して隠匿し、その後も検査官から再三にわたり同支店で作成して保管する書類全部の提出を要求されたにもかかわらず、右証券関連業務書類の存在について同年二月二三日まで検査官に対して秘匿し続けるなどし、もって、立入検査の職員の質問に対して虚偽の答弁をし、かつ、同検査を忌避したものである。

(証拠の標目)《略》

(弁護人の主張に対する判断)

弁護人は、判示銀行法違反の事実のうち、〔1〕検査官からの同支店内見取図の提出要求に対し、Dにおいて、二七階倉庫を省いて作成した見取図を検査官に提出したこと、また、〔2〕Dにおいて、検査官に対し、二七階倉庫はビルの共用施設であ

り分離前相被告銀行東京支店が使用しているものではない旨嘘をついたことについて、いずれの場合も被告人はDと共謀したことはないので、無罪である旨主張し、被告人も当公判廷において、右主張に沿う供述をするので、検討する。

一 被告人の検察官調書(乙二、三、五)、証人Dの証言、Dの検察官調書(甲二、三、二四、二六。各不同意部分を除く。)、分離前相被告銀行事件の第四回公判調書中のEの証言調書謄本(甲五六)、Eの検察官調書(甲二九、三〇。各不同意部分を除く。)、Fの検察官調書(甲四四。不同意部分を除く。)などの関係各証拠によれば、次の事実が認められる。

1 分離前相被告銀行は、東京都港区α×丁目×番×号βビル二七階に東京支店を設けて、日本において免許を受けて銀行業を営むことになったが、分離前相被告銀行東京支店の発足に当たり、同じ金融グループのG会社(以下、単に「G証券」という。)東京支店の金融商品開発部の部長であった被告人が支店長となり、G証券東京支店の金融商品開発部のスタッフがそのまま中核となって、平成九年四月一日に営業を開始した。G証券東京支店の金融商品開発部ではデリバティブ取引を組み合わせたものを債券として商品化した仕組債の開発や販売を中心業務としていたのであり、被告人は、仕組債ビジネスによる儲けが大きいので、分離前相被告銀行東京支店の発足後も、仕組債ビジネスを継続して行いたいと考えていた。しかし、当時の法制下では、銀行と証券会社との業務は区別され、銀行が証券業務を行うことは、いわゆる「フアイアー・ウォール違反」(銀行業と証券業の分離規制違反)として証券取引法、銀行法などにより、原則として禁止されており、分離前相被告銀行東京支店が仕組債を販売することは銀行には許されていない有価証券の販売を行うことになり、証券取引法違反となるため、被告人は、その対策を検討し、仕組債の開発業務は分離前相被告銀行東京支店で行い、その販売業務は分離前相被告銀行本店やG証券東京支店に委託するという方法を採用しようとした。ところで、仕組債というものは、類型化、規格化されたものではなく、顧客と頻繁に話し合い、顧客の要望に従って、一本一本オリジナルな内容の債券を作っていくというものであり、その内容を確定するまでの開発業務が仕事のほとんどであり、その後の販売業務は、裁量の余地のない形式的、事務的なものに過ぎないため、G証券東京支店の

H支店長や法務部の社内弁護士Iらは、G証券東京支店が何も関与していないにもかかわらず、関与しているかのように装うことには難色を示していた。しかし、最終的には、G証券が折れて、分離前相被告銀行東京支店は、仕組債の販売による収益の二%をG証券東京支店に支払い、仕組債の販売に際してG証券の名前を借りて仕組債ビジネスを行うことになった。そして、被告人は、書類の分別保管について意を用い、(1)通常の銀行業務に関する書類、(2)守秘義務契約に関する書類、(3)仕組債などに関する証券関連業務書類の三種類に書類を分類することを指示し、当初は、守秘義務契約に関する書類だけを、分離前相被告銀行東京支店内ではない、二七階倉庫に保管し、証券関連業務書類は分離前相被告銀行東京支店内のキヤベネットに保管することとしたが、法務部の社内弁護士から、証券関連業務書類を分離前相被告銀行東京支店内に置くことは、分離前相被告銀行東京支店の証券関連業務書類であると認定され、フアイアー・ウォール違反を犯していると認定されるおそれがあるとの理由から反対があり、G証券東京支店に置かせてもらうようにとの指示があった。しかし、G証券東京支店内に証券関連業務書類を置くことは同支店から断られてしまったので、被告人は、証券関連業務書類を二七階倉庫に保管することにした。

2 Dは、分離前相被告銀行東京支店の法令遵守部門の責任者であったが、平成一〇年二月一日に、NHKニュースで、「外資系金融機関に対して金融監督庁の検査が実施される。」旨の報道がされたことを知り、検査が実施された場合には、法令遵守部門の責任者として対応の窓口となるため、それに備えることになった。そして、Dは、同月二日ころに、支店長室において、被告人を交えて、J経理部長、K金融法人部長、L事業法人部長、金融法人部のMなどが集まって、検査対策について話し合いを持ったが、その席で、守秘義務契約に関する書類をどうするか、見せられる書類と見せられない書類についてどういうふうに考えるかなどについて話し合ううち、Mが、「うちにはサテイクンがあるからね。」ということを言い、それを聞いた被告人が、「あそこはまずいんだよね。」と言った。Dは、以前に営業部員から二七階倉庫がオウム真理教教団で建物を意味するサテイクンと呼ばれていると聞き、隠し部屋となっていたと知る灰色の取引に当たる営業関係書類が保管され

ているのではないかと思っていたところに、被告人の「あそこはまずいんだよね。」との発言を聞いて、検査が入った場合には、二七階倉庫の中にある書類は検査官に開示できないとの気持ちを被告人が持っているとの認識を持った。そして、検査の際には、分離前相被告銀行東京支店内の見取図を検査官に提出しなければならぬことになるが、平成一一年一月四日に、人事・総務部長のEが準備してきたβビル二七階の見取図には、二七階倉庫が記載されたままであったので、DはEと話し合い、二七階倉庫は、分離前相被告銀行東京支店のスペースではなく、ビルの共用スペースであることにして、二七階倉庫を省いた見取図を作成することにしたが、Eからは被告人の了解を得るように言われた。そこで、Dは、その翌日ころ、被告人の了承を得るため、支店長室に赴いて被告人に対し、検査の際には分離前相被告銀行東京支店内の見取図を検査官に提出することになると思われるので、二七階倉庫は共用スペースということにして、二七階倉庫を省いた見取図を作成して、検査の際には提出したいと思いますが、いいでしょうかという趣旨のことを話したところ、被告人は、「あのストレージ（倉庫）のことだね、あそこ、出たらまずいんだよね。」と言い、しばらくの沈黙の後、「それで進めていいよ。」と言って、了承した。

3 Dは、対策どおり、検査初日の一月二〇日に、検査官に対し二七階倉庫が省かれた見取図を提出し、検査官に対し二七階倉庫はβビルの共用スペースであり、分離前相被告銀行東京支店とは一切関係がない旨虚偽の答弁をして、その日のうちに、被告人に二七階倉庫に関し虚偽答弁をしたことを告げたが、被告人は「ああ、そう。言わなかったの。まあ、あそこはねえ。」と言っただけであり、また、口裏合わせの周知徹底のため、Dに頼まれたEが同支店幹部ら関係者多数に対して、二七階倉庫について尋ねられたら、それはビルの共用部分に属し、我々の賃借しているスペースには含まれていない旨答えるようにとの趣旨の指示をEメールで渡し、さらに、初日の検査終了後に検査対応について被告人も同席して行われたミーティングにおいて、Dは、各営業員や各部門長に対して、Eメールを出しているように、検査官には、二七階倉庫を共用スペースとして説明しているから、検査期間中は開けたりすることはしないようにと直接伝えるなどした際に、虚偽答弁をし

たことを批判するような意見を言った者はおらず、加えて、その日の夜遅く、被告人はEに指示して、二七階倉庫に保管してあった証券関連業務書類などの書類を地下倉庫に移動させており、さらに、翌週の月曜か火曜に、被告人を交えて、J経理部長、K金融法人部長、L事業法人部長、金融法人部のMなどが集まって、ミーティングが開かれ、検査官から守秘義務契約に関する書類の提出の要請が厳しいので、二七階倉庫について同支店の倉庫であると打ち明けたらどうかとの意見が出た際、被告人自身は「Dさんはまだ来たばかりで、試用期間中であり、間違ってしまったと言えはいんじゃないか。」という意見を述べたが、Dが興奮して「私を嘘つきにするのですか。」と言うと、誰もこれに対し反論できなかった。

二 以上の認定事実によれば、分離前相被告銀行東京支店の被告人ら幹部は、同支店が取扱う仕組債ビジネスがファイアー・ウオール違反であると認定されるおそれがあるので、対策の話し合いの場で、証券関連業務書類などの書類が保管されていた二七階倉庫の話が出たとき、被告人は、「あそこはまずいんだよね。」と発言しており、被告人の「あそこはまずいんだよね。」との発言を聞いて、Dは、二七階倉庫の中にある書類は開示できないとの気持ちを被告人が持っているとの認識を持ち、その後、検査の際に提出する支店内の見取図について、二七階倉庫を省いた見取図を作成する必要があると考え、被告人に対し、二七階倉庫は共用スペースということにして、二七階倉庫を省いた見取図を作成して、検査の際には提出したいと思うが、いいでしょうかという趣旨のことを話し、被告人からその作成の了承を得たことと、検査初日のその日のうちに、Dは被告人に二七階倉庫に関し虚偽答弁を検査官にしたことを告げたが、被告人は「ああ、そう。言わなかったの。まあ、あそこはねえ。」と言っただけで、異論を言っていないこと、その翌週のミーティングの際にも、被告人が二七階倉庫に関する虚偽答弁はDの勘違いであったことにしようとして、Dから反発を受けると、これに対して、被告人はじめて同支店幹部らは何も言えなかったことなどが認められ、右事実によれば、被告人は、Dが、[1] 二七階倉庫を省いて作成した見取図を検査官に提出したこと、また、[2] 検査官に対し二七階倉庫はビルの共用施設であり分離前相被告銀行東京支店が使用しているものではない旨嘘をついたことについて、Dと共謀していたものと認めるのが相当である。

弁護人の主張は失当である。

三 もっとも、被告人は、検察官調書（乙二）において、Dから二七階倉庫を省いて作成した見取図を検査官に提出したいと言われたことはないかという質問に対して、記憶がないと答え、記憶がないのであれば、当時どう答えたと思うかと質問されて、「仕組債ビジネスがフアイアー・ウォール違反と認定されるのを避けるため、二七階倉庫に保管していた証券関連業務書類については、検査の際には非開示にしたいと思っていたので、了承したのではないかと思います。」と供述していたのに、当公判廷においては、Dから二七階倉庫を省く見取図の作成につき相談を受けたことはなかったと思う旨明確に否定するに至り、供述を変遷させているが、供述を変遷させたことにつき納得の行く説明はない上、検査初日の翌週のミーティングの際にも、被告人は、二七階倉庫に関する虚偽答弁に関してDひとりの独断であったと言ったのではなく、Dの勘違いであったことにしようとして、Dから反発を受けると、これに対して、被告人は何も反論できなかったことに加えて、Dの証言、Eの供述など関係各証拠と被告人の公判供述を対比検討すれば、この点についての被告人の公判供述は信用することはできないというべきである。

（法令の適用）

被告人の判示所為は、刑法六〇条、銀行法六三条三号、六四条一項に該当するところ、所定刑中懲役刑を選択し、その所定期間の範囲内で、被告人を懲役四月に処し、情状により刑法二五条一項を適用して、この裁判確定の日から二年間右刑の執行を猶予し、訴訟費用は刑法一八一条一項本文により被告人に負担させることとする。

（量刑の事情）

本件は、外国銀行である分離前相被告銀行の東京支店長であった被告人が、法令遵守部門責任者D及び人事・総務部長Eと共謀して、金融監督庁検査部の立入検査に際し、証券関連業務書類を隠匿するため、それを保管していた二七階倉庫を省いた見取図を検査官に提出し、二七階倉庫が分離前相被告銀行東京支店の使用する倉

庫ではない旨の虚偽の答弁をして、検査を忌避したという銀行法違反の事案である。

被告人ら東京支店幹部は、二七階倉庫で保管している証券関連業務書類を検査官に開示すると、同支店が証券取引法などに違反する営業を行っていると認定されるおそれがあったことから、外資系金融機関に対する金融監督庁の検査が実施される旨の報道を知ると、同支店内部で事前に対策を立て、本件犯行に及んだものであるが、犯行態様は計画的、組織的であり、また、金融監督庁が立入検査を開始してから約一か月もの間、二七階倉庫の証券関連業務書類を秘匿し続けて、検査の円滑な遂行を著しく阻害しており、しかも、被告人は、分離前相被告銀行の日本における代表者であり、責任者の立場にあったのに、Dに検査妨害をするについて、了承を与えて共謀し、また、自らもEに指示して、二七階倉庫に保管してあった証券関連業務書類などの書類を地下倉庫に移動させるなど積極的に隠匿工作をしていることなどにかんがみると、犯情は悪質であって、厳しく非難されなければならない。

弁護人は、〔１〕被告人が二七階倉庫に保管してあった証券関連業務書類などの書類を地下倉庫に移動させたのは、Dが検査の初日に虚偽の申告をしてさえいなければ決してありえなかったことであるとか、〔２〕検査初日から約一か月も経った二月二三日まで二七階倉庫の証券関連業務書類を秘匿し続けることになったのは、途中で、被告人は、Dに対し勘違いをして共用スペースだと虚偽の申告をしてしまったということにすればいいのではないかと述べて、二七階倉庫の存在を明らかにしようとしたものの、Dが興奮して「自分を嘘つきにするのか」と述べて強く反対したため、明らかにできなかったからであるとか、〔３〕Dは法令遵守部門の責任者であり、本件事実の全てに関わっていて、いわば主犯であるとか言って、Dひとりが悪者であり、被告人の行為の違法性は軽微であって、罰金刑に処すべきであるという。しかしながら、同支店では、外資系金融機関に対して金融監督庁の検査が実施される旨の報道がされたことを知り、Dを中心に被告人を含めた同支店幹部らは、検査が実施された場合、二七階倉庫に保管されている証券関連業務書類などの書類は検査官に開示しないことにするなど、検査に対する対策を立てていたのであり、また、被告人は二七階倉庫が省かれた見取図の作成、提出も了承していたのであって、検査が予告なしに行われたため、不意を突かれた点があったとしても、Dは、

対策どおり、二七階倉庫が省かれた見取図を提出し、二七階倉庫はβビルの共用スペースであり、分離前相被告銀行東京支店とは一切関係がない旨虚偽の答弁をしたのであり、そして、その目のうちに、二七階倉庫について尋ねられたら、それはβビルの共用部分に属し、我々の賃借しているスペースには含まれていないため知らない旨答えるようにとの指示をEメールで流して口裏合わせをしているのであって、これら事実にかんがみると、本件検査忌避は、分離前相被告銀行の日本における代表者である被告人の了承のもとで敢行され、支店ぐるみで是認していたと認めるのが相当であって、Dひとりを悪者にして責め、被告人の行為の違法性は軽微であると言えるような事情にはないといわなければならない。

したがって、被告人の刑事責任を軽くみることはできず、罰金刑に処すべき事案ではないというべきであって、主文掲記の刑に処するのを相当とする。

よって、主文のとおり判決する。

平成一三年三月八日

東京地方裁判所刑事第一二部

裁判長裁判官 小倉正三 裁判官 森本加奈 裁判官 野澤晃一

平成 16 年 6 月 18 日
金 融 庁

株式会社ユーエフジェイ銀行に対する行政処分について

1. 株式会社UFJ銀行(以下「当行」という。)に対する当庁の検査(平成 16 年 5 月 31 日通知)及び銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づく当行からの報告によると、当行の多数の役職員らにより以下のような行為が組織的に行われた事実が認められた。

(1) 当行においては、債務者区分や償却・引当の判定等に重大な影響を与える重要な資料を執務室以外の場所へ移動・隠蔽する行為が行われた。また、同様の重要なデータ等を廃止された部署のサーバに移動し、さらに、事実上その存在が探知できない状態に置くなどの行為が行われた。これらの行為は、検査に先立ち、累次の部内会議における指示等の下、組織的に行われている。

さらに、立入検査において、検査官が執務室以外の書類保管場所の存否について質問したのに対し、そうした場所は存在しない旨の虚偽の回答を行うなどの対応が行われた。また、検査官の傍らで一部の資料について破損等が行われた。

(2) 当行の大口先などに関し経営陣等が審査を行った際の議事録について、債務者企業の業容や財務状況に係る懸念が表明された部分等を削除するなど、多数の改ざん行為が行われた。これらの行為は、検査に先立ち、経営陣の関与の下、組織的に行われている。

また、検査官の特定債務者に係る資料要求に対し、関係資料のうち債務者区分の判定に重大な影響を及ぼす事実の記載を削除する改ざん行為が行われた。この行為も、経営陣の関与の下、組織的に行われている。

さらに、立入検査において、これら改ざん後の議事録等が真正なものとして検査官に提出された。

(3) 上記資料・データ等の隠蔽等を前提に、個別債務者の業容や財務状況に関して、検査官に対し虚偽の説明が行われている。

2. 当該行為は、銀行法第 63 条第 3 号及び第 64 条第 1 項第 2 号の検査忌避等(同法第 63 条第 3 号に規定する「当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同法第 25 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避」することに該当する行為をいう。以下同じ。)に該当するものと思料される。また、

上記 1 .の行為以外にも、検査忌避等に該当すると思料される行為及び多数の不適切な検査対応が認められた。

これらの行為ないし検査対応により、検査における債務者区分や償却・引当の判定等に困難が生じ、また、検査の効率的な実施が妨げられた結果、立入検査期間が大幅に長期化する等の影響があった。

3 . 以上を理由として、当庁は、本日、当行に対して、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の行政処分を行った。

記

- (1) 適切な受検態勢を確立し、資料及びデータの隠蔽、資料の改ざん並びに虚偽説明等、検査にあたっての不適切な対応の再発防止を確保するため、以下の観点から業務運営及び内部管理態勢を確立・強化すること。

検査の効果的・効率的実施を確保するための検査対応業務の適正な管理
内部監査及び監査役監査の充実・強化
関係する役職員の責任の所在の明確化

- (2) 法令等遵守態勢を確立し、適正な業務運営を確保するため、以下の観点から、内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に対する経営姿勢及び経営責任の明確化
本部における相互牽制機能強化による法令等遵守態勢の確立
役職員の法令等遵守意識の向上

- (3) 上記(1)及び(2)に関する改善計画を平成 16 年 7 月 20 日(火)までに提出し、着実に実施すること。

- (4) 改善計画の実施状況等について、改善計画の実施完了までの間、平成 16 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況等を 1 ヶ月以内に報告すること。

問い合わせ先

金融庁 TEL 03-3506-6000 (代表)
監督局 銀行第一課 (内 3396、3329)
検査局 総務課 (内 2504、2552)

平成 16 年 10 月 7 日

金融庁

株式会社ユーエフジェイ銀行に対する行政処分について

- 1. 株式会社ユーエフジェイ銀行（以下「当行」という）は、当庁の検査において、銀行法第 63 条第 3 号及び第 64 条第 1 項第 2 号の検査忌避等（同法第 63 条第 3 号に規定する「当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同法第 25 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避」することに該当する行為をいう。以下同じ）に該当すると思料される行為及び多数の不適切な検査対応が認められたことから、平成 16 年 6 月 18 日、当庁は、当行に対して、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、受検態勢と法令等遵守態勢に係る内部管理態勢の改善を命じたところである。

また、当庁は、当行等の検査忌避等の行為の悪質性・重大性等に鑑み、東京地方検察庁に対して告発を行ったところである。

- 2. 本日、当庁は、当行の検査忌避等の行為の悪質性・重大性等に鑑み、当行に対して銀行法第 27 条の規定に基づき、下記の行政処分を行った。
- 3. なお、今回の一連の対応は、当行の旧経営体制の下で過去に行われた行為に対して行ったものである。

当行は、既に、新経営陣の下、6 月 18 日の業務改善命令及びそれを受けて 7 月 26 日に提出された業務改善計画に則して、経営管理（ガバナンス）態勢の充実・強化に取り組んでおり、当庁としては、新経営陣には、これらの着実な推進を期待しているところである。

記

東京法人営業部及び大阪法人営業部における新規顧客（既往取引のない者）に対する貸出について、平成 16 年 10 月 18 日から平成 17 年 4 月 17 日までの間には行わないこと。

ただし、命令発出日前に顧客から借入等の申込みを受けているもの、住宅ローンを含む消費者ローン、中小企業向け貸出及び預金担保貸出についてはこの限りでない。

平成 16 年 12 月 1 日

各 位

株式会社ＵＦＪホールディングス
(コード番号 ８３０７)
株式会社ＵＦＪ銀行

ＵＦＪ銀行の元役員の逮捕について

株式会社ＵＦＪ銀行および元役職員が、昨年度の金融庁検査において、検査忌避に該当する行為により銀行法に違反したとして、先般、金融庁より刑事告発されました。

本日、この事件に関連し、元役員（３名）が東京地方検察庁に銀行法違反容疑で逮捕されました。

当グループと致しましては、この事態を厳粛に受け止めており、引き続き、検察当局の捜査に誠実かつ真摯に対応するとともに、法令等遵守態勢および内部管理態勢の強化に一層注力して早期の信頼回復に努めてまいる所存です。

お客さまならびに株主をはじめ皆さま方には、大変ご心配・ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

以 上

銀行法違反被告事件

東京地方裁判所平成16年（特わ）第7358号

平成17年4月25日刑事第10部判決

判 決

株式会社a銀行 代表者代表取締役 b

無職 c 昭和23年○月○日生

無職 d 昭和24年○月○日生

無職 e 昭和28年○月○日生

上記の者らに対する各銀行法違反被告事件について、当裁判所は、検察官鈴木裕治及び同藤本史子出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人株式会社a銀行を罰金9000万円に、被告人cを懲役10月に、被告人dを懲役8月に、被告人eを懲役8月に処する。

被告人c、被告人d及び被告人eに対し、この裁判が確定した日から3年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告会社株式会社a銀行（以下「被告銀行」という。）は、名古屋市中区以下略に本店を置き、預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引等を目的とする株式会社であり、被告人cは、被告会社の審査全般担当の代表取締役副頭取執行役員として、同社の与信取引等に関する審査、管理及び指導等の業務全般を掌理していたもの、同dは、被告会社の常務執行役員として、同社の与

信取引等に関する審査、管理及び指導等の業務全般を掌理していたもの、同eは、被告会社の執行役員審査第5部長として、同部が所掌する与信取引等に関する審査、管理及び指導等の業務全般を統括していたものであるが、被告人3名は、同部関係者らと共に謀の上、被告会社の業務及び財産に関し、金融庁長官が銀行法25条に基づき平成15年8月28日から平成16年5月21日まで実施した通常検査及び平成15年9月11日から同年10月27日まで実施した特別検査における同銀行に対する立入検査に際し、同部等所管の貸出先の財務内容等の実態を隠蔽し、同庁検査官による同銀行の資産に関する実態把握を誤らせようと企て、同年8月中旬ころから同年10月上旬ころまでの間、東京都千代田区以下略aαビルにおいて、同部等所管の貸出先の財務内容等に関する業務関係資料在中の段ボール箱等115点を、同ビル15階同部執務室から同××階×号室へ移動して隠匿し、同年8月上旬ころから同年9月上旬ころまでの間、同ビルにおいて、同所に設置された同部使用に係るサーバーに保存されていた同部所管の貸出先の財務内容等に関する業務関係電磁的記録合計35、475個を、大阪市中央区以下略aβビル別館に設置され、かつて同部が使用し、既に使用が停止されていたサーバーに移動するとともに、同部関係者が同αビルにおいて端末使用していたパーソナルコンピュータにおける同βビル別館設置サーバーのフォルダ表示を削除するなどして同電磁的記録を隠匿し、さらに、同年10月7日、同αビルにおいて、前記隠匿にかかる業務関係資料在中の段ボール箱等115点を同ビル××階×号室から同×階東会議室へ移動して隠匿した上、被告人eにおいて、同月9日、同ビル9階に設置された検査官室において、同庁検査官から、同部が所管する特別検査対象先債務者の財務内容等に関する業務関係資料の所在場所を質問された際、かかる資料は同部執務室以外の同ビル内には存在しないと思う旨嘘を言うなどして、前記業務関係資料及び業務関係電磁的記録の存在につき、同日まで同庁検査官に対して秘匿し続けたものなどし、もって、立入検査の職員の質問に対して虚偽の答弁をし、かつ、検査を忌避したものである。

（証拠の標目）《略》

（争点に対する判断）

被告人cの弁護士人らは、[1] 平成15年10月7日の実地調査が行われる前に資料やデータを移動させたとしても、実地調査を妨げるものではなく、検査忌避には当たらないし、同日の実地調査後の××階から×階への資料の移動行為も実地調査を妨げておらず、検査忌避に該当しない、[2] 検査官は資料の隠匿を事前に知っていたにもかかわらず、犯罪を誘発するような不当ないし違法な問い掛けを行い、被告人eの判示答弁を意図的に引き出したものであるから、虚偽答弁に当たらないし、実質的違法性を欠く、[3] 被告人cの「ガサ入れに注意しろよ。」などの指示には、虚偽答弁の指示は含まれていないなどと主張し、被告人cも公判廷で[3]に沿う供述をしている（なお、被告人eの弁護士らも[2]の点につき同様の主張をしている）。

しかし、まず[1]の点については、検査の「忌避」とは、直接に検査を拒否・妨害する以外の方法により、検査が実際に行われてもその意味を失わせてしまうような状態を作出することをいうものと解すべきところ、関係各証拠によれば、被告人らは、本件検査において実地調査が行われることを事前に予知した上、ア 10月7日より前に、自己査定と矛盾する貸出先の財務内容等に関する業務関係資料やデータを移動して隠匿するとともに、イ 同日の調査により××階×号室に隠匿した業務関係資料が検査官に見えられるおそれがあると危惧し、さらに、これらの資料を×階東会議室へ移動して隠匿したものと認められる。アの行為が実地調査の意味を失わせてしまうことは明らかであるし、イの行為についてもその後の実地調査の意味を失わせてしまうものであり、被告人らの行為は、当然、検査の忌避に該当すると解するべきである。実地調査前の資料の移動は検査忌避罪を構成しないなどという主張は独自の見解であり、到底賛同できない。また、[2]については、検査官において、業務関係資料の隠匿場所等に関する情報を事前に得ている場合でも、検査官の裁量により、隠匿行為の組織性、意図性をより明確にすべく、当該資料を所管する部署の責任者に対して、同資料の存否を取って質すようなことは、検査の手法として許容されるというべきであり、検査官の被告人eに対する問い掛けが不当かつ違法なものであったとはできない。所論は前提を欠くものであり、被告人eの判示答弁が虚偽答弁でないとか、実質的な違法性を欠くものということではない。さらに、[3]の点についても、被告人cの前記指示に業務関係資料等

の隠匿の指示が含まれていたことは、同被告人自身も認めるところであるが、業務関係資料等の隠匿後、検査官からかかる資料等の有無ないし所在場所について質問された場合に、直ちにこれに答えるというのでは、隠匿した意味がなくなることは明らかであるから、被告人cの前記指示内容には、隠匿の目的を貫徹するため、仮に検査官からその所在場所を質問された際に、これをかわすべく虚偽の答弁をすることが当然含まれていたものと解される。その旨を認める被告人3名の各供述調書（乙13、29、43）には何ら不自然な点はなく、十分に信用することができものである、これに反する被告人cの前記公判供述は採用できない。

よって、被告人cの弁護士ららの主張（被告人eの弁護士ららの主張も含む。）は、いずれも採用できない。

（法令の適用）

被告人ら3名について

罰条 刑法60条、銀行法63条3号

刑種の選択 懲役刑を選択

刑の執行猶予 刑法25条1項

被告銀行について

罰条 銀行法64条1項2号、63条3号、刑法60条

（量刑の理由）

1 本件犯行に至る経緯は、以下のとおりである。

金融庁は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づき、いわゆる公的資金の注入を受入れた銀行（以下「公的資金注入行」という。）を対象として、当期利益が、経営健全化計画の目標を3割以上下回った場合、業務改善命令を発動し、翌期において、再度、当期利益が目標を3割以上下回るなど、なお経営の改善が見られない場合には、頭取ら経営陣の退任等を求めるといういわゆる「3割

ルール」の方針と、２期連続で優先株無配の場合、原則として、国が保有する優先株を普通株に転換して、銀行を実質国有化するという方針を示していた。そして、被告人ｃらの供述によれば、公的資金注入行であり、平成１４年３月期に赤字決算を出した被告銀行は、同年７月に不良債権処理等を担い、審査第５部、審査第６部及び戦略支援部の３部署からなる戦略支援グループを創設するなどしたものの、平成１５年３月期決算においても赤字を計上し、同年８月には、金融庁から業務改善命令を受けたことから、翌期においても、経営健全化計画の目標を３割以上下回れば、経営陣の退任等を迫られるおそれがあった上、前記のとおり２期連続赤字を計上し、国の保有する優先株に対しては、持株会社が積立金を取り崩して配当をしていたが、翌期も赤字となればそれもできなくなり、２期連続無配となれば、実質国有化されるおそれもある状況にあったというのである。また、平成１４年１０月には平成１６年度中に主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させるなどの方針を掲げた「金融再生プログラム」（いわゆる「竹中プラン」）が発表されたのを受けて、被告銀行でも平成１７年３月末期までに不良債権比率を３パーセント台とすることを目標とする改革加速プランを発表したが、その実現は極めて困難な状況にあった。

このような状況下において、戦略支援グループ長であった被告人ｃ、同グループ長補佐であった被告人ｄ及び審査第５部長であった被告人ｅ（以下「被告人３名」という。）は、平成１６年３月期決算において黒字を計上することが至上命題であると考えていたところ、平成１５年６月ころ、同年８月に予定されていた金融庁の立入検査の担当者が、実地調査に入るなど検査姿勢が積極的な上、資産査定が厳しいことで評判の検査官であるとして、前記至上命題を達するためには、来たるべき検査において、被告銀行側の自己査定に基づくシナリオを説明するとともに、自己査定と矛盾する貸出先の財務内容等に関する業務関係資料等を隠匿するなどしてでも、検査によって自己査定が否定され、融資先企業等の債務者区分の下方修正及び与信関連費用（クレジットコスト）の追加計上を免れる必要があると考えるに至り、検査官に見られたくない前記業務関係資料等を隠匿するなどして本件犯行に及んだものである。被告人３名の犯行動機として被告銀行の経営を守るとともに、顧客である大口融資先企業の再生スキームを維持したいとの意図があったとしても、

金融庁による立入検査は、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保する目的で行われるのであるから、検査を受けるに当たっては、検査官にすべての資料を提供し、それらに基づき、自己査定の相当性について検査官の納得を得られるまで説明し、仮に自己査定に不相当な点があると指摘されれば、これを改めるべきことは当然であり、前記のような動機があるからといって本件行為が許されるはずはなく、結局、本件の動機や経緯に酌量の余地はないというべきである。この点、被告人らは、本件担当検査官が厳しい検査をすることと評判の人物であったというが（被告人ｃは、同じ検査官が平成１３年８月に旧ｆ銀行に立入検査に入った際、検査姿勢が積極的で、検査査定の基準も厳しく、銀行側の主張をなかなか聞き入れてくれなかったため、同検査の影響で、翌年１月の合併により被告銀行が発足した後、最初に迎えた平成１４年３月期の決算でも赤字を計上することになったと供述する。）、そもそも甘い検査を期待すること自体相当ではないし、仮に検査官の検査方法に問題があると考えるのであれば、意を尽くして説明し、納得を得られるように努めるべきであったのであり、検査忌避行為に及ぶなど論外というほかない。

２ 犯行態様を見ても、被告人ｃからの「ガサ入れがあるだろうから、しつかりと対処しろ。」「ガサ入れに注意しろよ。」という包括的な指示の下、被告人ｅ自ら、また、同被告人から被告人ｃの指示を徹底するよう命じられた審査第５部次長が、同部関係者らに対し、再三にわたり、検査官に説明する自己査定のシナリオと矛盾する業務関係資料等を隠匿する旨指示し、同部関係者らは、各々、大量の手持ちの資料をあらかじめ用意されていた××階×号室へ運び入れる一方、同部関係者らが使用するパソコン上のぼう大な業務関係の電磁的記録を大阪サーバーに移動するなどして隠匿し、平成１５年１０月７日に実地調査（以下「第１回実地調査」という。）が入り、業務関係資料を隠匿したことが検査官に発覚するおそれが生じるや、検査官に見付からぬよう秘密裡に役員専用のエレベーターで××階×号室から×階東会議室へ業務関係資料を移動させ、同月９日に行われた再度の実地調査の際には、被告人ｅにおいて、業務関係資料の所在場所についての検査官の質問に対し、判示のとおり虚偽の答弁までしている。このように、本件は、組織ぐるみで周到に準備を重ねた上で計画的かつ極めて大規模に取行された悪質な犯行である。

その上、被告人3名は、資料の隠匿が検査官に発覚した後も、見つかった資料は、正式に決裁したのではなく、単なるコミュニケーションのたぐいにすぎないものであり、倉庫送りのために一時的に保管していたことにし、検査忌避の事実を認めないよう、同部関係者らに口裏合わせの指示を徹底し、その後、金融庁の行った検査対応検証や被告銀行の内部調査等でもその方針に従って対応したのであり、被告銀行も、弁護士4名から構成された調査委員会の調査を経て、平成16年7月下旬に検査忌避があったことを認めて謝罪するまでは、組織的、意図的な検査忌避の事実を認めようとしなかったのであり、犯行後の事情も芳しくない。

3 本件犯行の発覚後、平成15年3月期決算における被告銀行の償却・引当額、自己査定よりも約2690億円増加しているところ、このうち少なくとも合計約1482億円は、本件犯行により隠匿された資料が直接影響して認定されたと見ることができるとあり、同犯行が、本件検査に与えた影響は極めて大きい。公共性を有し、経済的に重要な機能を営む銀行の中でも、取り分け、いわゆるメガバンクの1画を占めて大規模に事業を営む被告銀行が、金融庁の立入検査に対して、組織的に検査忌避行為を行ったことは、金融システムの健全性を損なうとともにこれに対する国民の信頼を著しく傷付けるものであって、その社会的影響も軽視できない。本件では、第1回実地調査後に内部通報があつて、業務関係資料の隠匿が金融庁側に伝えられたため、再度の実地調査が行われて、被告人らの行為が発覚するに至ったものであるが、内部通報がなかった場合、本件犯行が発覚せず、その結果として、被告銀行の資産査定を誤らせ、金融検査の実効性を著しく阻害する現実的危険性があつたものと認められる。

4 個別情状について見ると、被告人cは、被告銀行でナンバー2の地位にあり、戦略支援グループ長として同銀行の与信取引等に関する審査部門の最高責任者の立場にあり、本件検査に当たっては、数回にわたり、業務関係資料の隠匿を指示するなどし、審査第5部関係者らに検査忌避行為を行わせた本件の首謀者であつて、その刑事責任は被告人3名のうちで最も重い。また、被告人dは、戦略支援グループ長補佐として同グループにおいて被告人cに次ぐ立場にあり、被告人cの指示を受けるや、審査第5部の主任調査役らに過去の厳しい検査状況を周知させるなどし、

第1回実地調査の後、業務関係資料を同室から×階東会議室へ移動させる際に役員用エレベーターを使うことを提案してその手配をし、同会議室の業務関係資料が見つかった際には、前記口裏合わせを提案するなどしており、その果たした役割は重要であり、被告人dの刑事責任も相当に重いものがある。さらに、被告人eは、審査第5部長として同部の責任者であり、被告人cの指示を受けるや、同部関係者に業務関係資料の隠匿について具体的に直接指示するなどし、その隠匿を徹底させたほか、検査官から業務関係資料の所在場所を質問された際には、虚偽の答弁をするなど実行行為の面で重要な役割を果たしており、その刑事責任はやはり相当に重い。

被告銀行については、メガバンクの一面を占め、相応の社会的責任を負っているにもかかわらず、いわゆるガバナンス機能及びコンプライアンス態勢の甘さから本社の機能を有する東京本部中枢において組織的に本件検査忌避行為を行うに至ったのであり、そのみならず、その発覚後も、平成16年7月まではその意図性や組織性を否定し続けたのであって、その刑事上の責任は重いつわらざるを得ない。

5 他方、被告人cが公判廷において一部不合理とも取れる弁解をする点を除けば、被告人3名とも、事実を認めて反省の態度を示していること、いずれも永年勤めた被告銀行から解任処分を受けており、高額な退職金等も失うなど相応の制裁を受けていること、これまで前科はないことなど有利に斟酌すべき事情も認められる。また、被告銀行においても、本件を機に同種事件の再発を防止するため、取締役会による監視機能の強化や業務監視委員会の創設などによって、いわゆるガバナンス及びコンプライアンスの充実強化に努めているなど評価できる改革を実行しているものと認められる。

そこで、これらの諸事情を考慮して、被告銀行及び被告人3名に対して、主文の各刑を量定した上、被告人3名に対しては、各刑の執行を猶予することとした。

(求刑 被告銀行に対し罰金1億円、被告人cに対し懲役10月、被告人d及び被告人eに対し各懲役8月)

平成17年4月26日

東京地方裁判所刑事第10部

裁判長裁判官 青柳勤 裁判官 森川佳奈

裁判官松田俊哉は転勤のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 青柳勤

10月27日、前代未聞の暗闘を繰り広げた「金融庁 vs UFJ」の対決は、検査結果の最終報告をもって終了した。翌日、UFJ銀行は、他行から1か月遅れの9月決算の上方修正を発表して、「秋の陣」は幕を下ろした。しかし金融庁内部には、ここで幕引きをしたくない勢力がいた……。

実は、昨年秋の両者の対立について、その詳しい内容は隠されていた。隠すというより、そもそも検査の内容が外部に漏れることなど、あり得ない。ところが、1月24日の日経スクープ以降、検査の日程などを記した2枚の「メモ」が出回り始める。

メモによると、10月9日に実地調査部隊が「隠蔽されていた資料」の場所を特定したのは、UFJ内部からの告発が発端だという。さらに、「D社についてのうわさ」などの一文を添えて、ことさらにダイエーの存在を匂わせたり、「検査を免れるため、組織的、意図的に資料の隠匿、改ざん等を行ったことが強く疑われる」「銀行法における検査忌避に該当するか否か」「組織性（特に役員との関与）の有無」と、それらしい文言が盛り込まれている。もっとも、この文書にはUFJがどんな資料を「隠蔽」していたのかは、記されていない。まして、作成者不明の箇条書きでしかなく、冷静に見れば単なる怪文書である。

しかし、メモには、当事者しか知りえない情報が記述されている。UFJが弁護士と会計士の同席を求めたことや、その日付などは事実と一致する。この文書が金融庁周辺から出たメモとすれば、「この問題は終わってない」という、金融当局の意思表示と読み取ることも出来る。

銀行法63条には、「金融検査において銀行の業務又は財産の状況に関する虚偽の報告もしくは資料の提出をした者は、法人は2億円以下の罰金、個人は1年以下の懲役刑か300万円以下の罰金」と定められている。99年には、組織的な検査忌避をしたとして、クレディ・スイス東京支店の銀行免許が取り消され、支店長が逮捕された。金融庁が、UFJによる組織的な検査忌避を疑っているのなら、事態は深刻である。

そのうえ、金融庁はUFJによる検査忌避疑惑をまったく否定しないのだ。

日経スクープを後追いした他紙は、金融庁幹部の「ノーコメント」を「検査忌避の疑いがある」と解釈した。高木祥吉・金融庁長官も、竹中大臣も、記者会見や国会答弁で、「個別の金融機関についてコメントはしない」という姿勢である。しかし、昨年12月に「佐賀銀行の倒産」というデマメールで預金解約者が殺到した事件では、竹中大臣は「悪質な電子メール記載のような事実は全くないこと、経営内容、健全性、資金繰りはいずれも問題ない」と、言下に否定コメントを発表している。UFJの株価が急落して信用不安が発生しているにも関わらず、大臣がコメントを控えれば、逆に「2枚のメモの内容は事実である」と理解するほうが筋が通ってくる。

さらに金融庁幹部は、新聞記者へのオフレコ取材では、UFJ銀行や担当者を名指しで批判しているという。そのターゲットは、M検査官と対立したH常務執行役員である。

「金融庁幹部は、H氏を『けしからん奴だ』と悪し様に言います。しかし、これはH氏に検査忌避の疑いがあるというレベルではなく、むしろ『Hはタフな交渉相手ですやりにくい』とい

う意味だと思います」（前出・全国紙の金融担当デスク）

実は、H 常務と金融庁とは、旧三和銀行、旧大蔵省時代からの深い因縁がある。H 氏は、三和銀行時代には「やり手の MOF（大蔵省）担」として知られる。ところが、98 年の「大蔵省接待スキャンダル」の捜査で、最初に検察の捜査で「オチ」てしまい、事実関係を洗いざらい話してしまったのが、H 氏だと旧大蔵省関係者の間では信じられている。現在の佐藤隆文検査局長は、接待汚職当時は大蔵省銀行局総務課長で、批判の矢面に立たされていた。UFJ に対する厳しい検査の背景に、「江戸の敵を長崎で討つ」という発想があるとしたら、逆恨みも甚だしいだろう。

一方、UFJ 側も金融庁の検査官の神経を逆撫でするような行為を繰り返してきた。中間報告で弁護士、会計士を同席させるのは、喧嘩腰ととられても仕方がない。他のメガバンクの審査担当者は、こう証言する。

「金融庁の検査で、何もかも最初からさらけ出す必要はありません。検査といっても銀行の死活問題を決する交渉ですし、検査官より銀行のほうが情報や知識では優る。しかし、必要最低限の資料を提供しても、検査官のプライドを傷つけないようにするのは、権力者を相手にした交渉の鉄則です。検査官の中には、週刊誌や経済誌の記事をコピーしてきて、『この記事に書いてある融資の資料を出せ』とか妙なことを言い出す人もいます。しかし、『泣く子と地頭には勝てぬ』で、そこで腹を立てても意味が無い。UFJ が正論を主張して検査官の感情を害したのは、お粗末な対応としか言いようがありません」

メモの流出の背景に、両者の感情的な対立があったのは間違いない。

平成 16 年 9 月 17 日

金融庁

シティバンク、エヌ・エイ在日支店に対する行政処分について

I . 命令の内容

• 1. 銀行法第 47 条第 2 項及び第 27 条に基づく命令

平成 17 年 9 月 30 日をもって、丸の内支店、名古屋出張所、大阪出張所及び福岡出張所の認可を取り消すこと。併せて、平成 16 年 9 月 29 日から平成 17 年 9 月 29 日までの間、これらの支店及び出張所におけるすべての業務を停止すること（ただし、既存取引の解消及びこれに付随する業務を除く）。

• 2. 銀行法第 47 条第 2 項、第 3 項及び第 26 条第 1 項に基づく命令

- (1) 平成 16 年 9 月 29 日から平成 16 年 10 月 28 日までの間、個人金融本部における外貨預金業務にかかる新規顧客との取引業務を停止すること（既存顧客との取引を除く）。
- (2) 法令等遵守（コンプライアンス）を徹底し、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに、シティバンク、エヌ・エイ在日支店（以下、「在日支店」という）の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下の観点から経営管理・内部管理態勢（人的構成と体制の構築を含む）を確立すること。
 - コンプライアンスにかかる経営姿勢の明確化及び法令等遵守を重視する企業風土の醸成、並びに、これらを着実に実現するための組織・体制の見直し
 - シティバンク、エヌ・エイ ニューヨーク本店（以下、「銀行本部」という）の経営関与の在り方を抜本的に見直すことを前提とする在日支店の経営管理・内部管理態勢の構築及び責任体制の明確化
 - 法令違反・不適切取引等を排除する観点から、在日支店とグループ証券会社及び信託銀行の現行の一体的な営業体制の抜本的な見直し及び適正化
 - 在日支店の各業務部門を統括する法務・コンプライアンス部門の体制、内部牽制機能、及び、内部監査機能の整備・強化とフォローアップの実施

- 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律に基づく本人確認義務等、及び、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく疑わしい取引の届出義務を的確に履行する営業・管理態勢の構築
 - 預金者等に対する適正な情報の提供及び説明態勢の確保、並びに、苦情等に適切に対応する態勢の整備
 - 顧客情報の適正な管理に関する役職員の認識の徹底及び管理態勢の構築
 - 検査における適切な対応、監督に対する実態を反映した報告など、検査・監督に対する真実性のある的確な対応、及び、それを確実ならしめる態勢の整備
 - 役職員の法令・諸規則に対する理解と遵守の徹底及びそのための態勢整備
- (3) 法令違反を含む、下記 II . 処分の理由にかかる問題等の原因となった役職員の責任の所在の明確化
- (4) 上記(2)及び(3)、並びに、検査結果通知及び報告命令に記載された事項にかかる業務の改善計画（改善計画を着実に実施するための経営管理態勢の整備・確立及び実効性確保にかかる責任の分担の明確化を含む）を平成 16 年 10 月 22 日までに提出し、直ちに実行すること。
- (5) 上記(4)の実行後、当該業務の改善計画の実施完了までの間、平成 16 年 12 月末を第一回目とし、以後 3 ヶ月毎に計画等の進捗・実施及び改善状況を取りまとめ、翌月 15 日までに報告すること。

II . 処分の理由

在日支店からの不祥事件等届出、在日支店に対する当庁の検査（平成 16 年 5 月 21 日通知）、並びに、銀行法第 24 条第 1 項及び第 48 条の規定に基づく在日支店からの報告によると、下記の通り、在日支店のコンプライアンス態勢及び経営管理（ガバナンス）態勢などに根本的な問題が認められたこと。特に、プライベート・バンク部門（以下、「P B 部門」という）（丸の内支店、名古屋出張所、大阪出張所及び福岡出張所）では、公益を害する行為、重大な法令違反及び極めて不適切な取引等が多数検証され、今後の業務の継続は不適当と認められること。また、個人金融本部では、外貨預金業務にかかる内部管理態勢が未整備であり、業務の改善に専念させる必要があることが確認されたこと。

1. 法令等遵守（コンプライアンス）

(1) 公益を害する行為

在日支店のP B部門では、顧客開拓と収益獲得に偏重し、顧客・取引内容の事前調査（リスク・適合性の検証を含む）、貸出審査（資金使途・取引目的の確認及び調査）等がいずれも実質的に行われていないことから、有価証券の相場操縦等の罪で起訴された被告人たちへの多額の資金流用を許す貸出の実行、及び、同被告人の依頼によって、地方公共団体から公的資金を引き出すための「見せ金融資」を実行しており、銀行法第 27 条に規定する「公益を害する行為をしたとき」に該当すると認められること。

(2) 法令違反

イ. 本人確認及び疑わしい取引の届出義務にかかる法令違反

在日支店のP B部門では、シティバンクの海外支店において現地監督当局に対し疑わしい取引の届出が再三行われている取引者等との取引の推進、口座の不正開設等によりマネー・ロンダリングと疑われる取引を許すなど、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第 3 条に基づく本人確認義務等、及び、第 4 条に基づく本人確認記録の作成義務等、並びに、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 54 条に基づく疑わしい取引の届出義務にかかる法令違反行為を多数行っていた事実が認められること。

ロ. 預金者等に対する情報の提供等にかかる法令違反

- 在日支店のP B部門では、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行うなど、銀行法第 12 条の 2 第 1 項、同法施行規則第 13 条の 3 第 4 号及び第 5 号、並びに、同施行規則第 13 条の 5 第 2 項に規定する情報提供義務にかかる法令違反行為を多数行っていた事実が認められること。
- 同部門のこのような金融商品の勧誘・販売実態は、金融商品の販売等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する重要事項の説明義務に違反しており、金融商品の販売等にかかる勧誘の適正の確保に努められていない営業体制は同法第 7 条に違反するものと認められること。
- 同部門の、個別の営業活動を日々適正に監視する基本的な体制や仕組みが未構築で、健全かつ適切な業務の運営を確保するための実効性ある社内規則等が定

められておらず、かつ、行員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務を運営する体制を整備していない状況は、銀行法第 12 条の 2 第 2 項、同法施行規則第 13 条の 7 に違反するものと認められること。

ハ. 在日シティグループの組織的な連携による他業禁止義務にかかる法令違反

在日支店では、前回の当庁の立入検査結果に基づき、平成 13 年 8 月、銀行法第 12 条に違反したとして、業務の一部停止・業務改善命令を受けていたにもかかわらず、今回の立入検査時には、在日支店の P B 部門が中心となり、グループ証券会社及び信託銀行との組織的な連携により、海外不動産投資案件等の媒介・勧誘や海外生命保険の募集、美術品取引にかかる媒介など、銀行法第 12 条違反の取引が多数認められ、多額の違法収益を上げている実態が明らかとなっていること。

(3) 不公正取引

在日支店の P B 部門では、適合性原則及び適正な公正価値算定のルールが定められておらず、約定価格や顧客に提供する時価情報の公正性・妥当性の検証が適正に行われない体制、及び、収益獲得を最優先に営業を推進する態勢の下で、資産流動化取引、デリバティブ関連取引等を通じて、顧客に不当な負担を強いるとともに、多額の不健全な収益を収受している不公正な取引事例が多数認められていること。

(4) 不適切取引

前回の当庁による立入検査結果に基づき、平成 13 年 8 月、顧客の意図的な決算調整に利用されるおそれのある不適切な取引を組成・実行していたこと等、法務・コンプライアンス態勢等に問題が認められたとして、業務改善命令を受けていたにもかかわらず、今回の当庁の立入検査及び在日支店からの報告においても、在日支店の P B 部門において、当事者の不正を助長するバックファイナンスや、会計操作目的・損失先送り等に利用される不適切な取引事例が多数認められていること。

(5) 不適切な顧客情報管理態勢

在日支店の P B 部門においては、営業担当者による顧客の暗証番号等の杜撰な管理、顧客を誤認させ投資判断を誤らせ得る内容の「預り資産一覧」の作成、並びに、在日支店の P B 部門と海外支店の「ジャパン・デスク」（海外の邦人顧客の営業窓口）との間の不適切な顧客情報の共有及び取引管理など、利用者の保護に欠ける不適切な顧客情報の管理態勢となっていること。

(6) 外貨預金業務にかかる内部管理態勢の未整備

- イ. 在日支店の個人金融本部においては、外貨預金の為替差損の損失補てんを理由に金銭を強要する取引者に組織的な対応を行わずに、内部管理の未整備の実態を熟知した支店長が、行内から盗み出した預金通知書を利用して、複数の預金者から外貨預金の代り金を、平成7年より約7年間に、18億円以上も詐取した事件が発覚していること。
- ロ. また、同本部における外貨預金商品の広告の制作については、不当景品類及び不当表示防止法第4条（有利誤認）の規定に違反するか否かを行内で検証する態勢が未整備であることも明らかとなっていること。
- ハ. さらに、同本部では、外貨預金をはじめとして、支店業務の運営において、基本的・初歩的な営業対応等に関する顧客からの苦情や、顧客とのトラブルなどが減ることなく、一般行員のみならず、役席者においても、適宜・適切な対応が行われていない事例が多数認められていること。

2. 経営管理（ガバナンス）態勢

(1) 在日支店の管理体制の問題

在日支店の経営委員会は、在日支店の各事業部門の業務運営に対して指導・監督する権限を有しておらず、経営の統合管理が行われていないなど、監督体制に重大な欠陥が認められること。

さらに、我が国の法令諸規則や市場慣行に準じた自店検査・監査を行える組織・機構・人的構成が構築されていないため、適正な自主的検証と事後対応が行われておらず、総じて、在日支店の内部統制は適正に機能していない状況にあること。

(2) 在日支店のP B部門とシティグループ各社による一体的な営業体制の問題

銀行本部による過度の収益性重視の経営環境の下で、在日支店のP B部門が中心となって、在日グループ証券会社及び信託銀行との組織的な連携により、我が国の法令諸規則を無視・潜脱した脱法的な営業体制が構築され、経年、適正な営業管理が行われずに放置されてきた実態が認められること。

(3) 銀行本部による経営管理の問題

銀行本部は前年実績比大幅増の営業目標を在日支店のP B部門に課し、給与体系と人事評価をその営業実績と密接に連関させ、収益偏重・コンプライアンス軽視の営業を推進しているが、銀行本部の経営陣は、在日支店の業務運営にかかる監督責任を適正に果たしていない実態が認められ、支店業務の運営にかかる在日支店及び銀行本部の経営陣の経営責任と責任体制が著しく不明確な組織・機構となっている問題が認められること。

3. 業務改善命令に違反する実態及び不適切な検査対応等

(1) 銀行法第 26 条第 1 項に基づく業務改善命令に違反している実態

- イ. 在日支店は、当庁の立入検査結果を受けて、平成 13 年 8 月、銀行法第 12 条違反等により、銀行法第 27 条に基づく業務の一部停止命令、並びに、同法第 26 条第 1 項に基づく在日支店の業務にかかる組織・運営面の抜本的改革及びそれに対する経営陣の認識の徹底、法令遵守態勢の整備等を内容とする業務改善命令を受けている。
- ロ. しかしながら、当庁による今般の立入検査の結果（平成 16 年 5 月通知）、上記の指摘事項の改善に要する調査・原因分析及び監査等が適切に行われておらず、法令等遵守にかかる経営管理及び内部管理態勢、並びに、銀行法第 12 条違反の営業実態など、実際に改善されていない現況が確認されたこと。
- ハ. さらに、そのような実態であるにもかかわらず、当庁に対する改善計画への取り組み経過報告の当初の段階（平成 13 年 9 月）から最終報告（平成 15 年 3 月）までの間、所要の改善をすべて完了した旨の実態と異なる報告を行って、当庁より業務改善計画の実施状況の報告命令の解除（平成 15 年 6 月）を受けていた事実も確認されたこと。

(2) 不適切な検査対応等

今回の当庁の立入検査及びその後の監督上の報告徴求では、一部の営業責任者や行員が、事実と異なる回答や開示すべき資料等を提示しない対応を行うなど、検査による業務実態の把握及び監督による検証の実施を阻害する行為が度々認められていること。

本件に関する問い合わせ先

金融庁 TEL 03-3506-6000（代表）

監督局銀行第一課（内線 3751、3752）